

閣甲第一八四號

案起

年十二月

日

裁可

元

年十二月五日

行

年

月

日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

内閣告示案

内閣告示第一號

元號、稱呼左、如シ

昭 和

セウ

ワ

記録用紙



昭和元年十二月二十五日

内閣總理大臣



踐祚後朝見ノ儀ニ於ケル  
勅語案

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和元年十二月二十五日

内閣總理大臣若槻禮次郎

